令和５年４月作成

奨学金等返還補助金　交付までの手続き

■交付対象者は要綱第３条第１項に規定する基本要件のすべて及び個別要件のいずれかを満たしていること。又は申請する年の１２月３１日までに要件全てを満たす見込みがあること。

■交付対象企業は同要綱第３条第２項に規定する要件をすべて満たす企業であること。

①　（様式第１号、第１号の２）**交付申請資格選定申請書**・申請期間は別に定める（8 月から 11 月末）

添付書類　　・資格選定申請チェックシート
　　・奨学金等貸与機関が発行する貸与機関、貸与総額、利息の有無、割賦方法と割賦金額がわかる書類

●交付申請資格選定通知書（様式第２号、様式第２号の２）　←　選定後、佐世保市が交付

選定基準

優先１　・返還額の 2／3 を優先

優先２　・返還額の 1／2 を優先

優先３　・返還額の１/３のうち交付対象者を優先

なお且つ予算額を超える場合は、抽選とする。

※不選定となった場合でも、翌年度に再度、「交付申請資格選定申請書」の提出可能。

●奨学金等返還補助金申請資格者台帳に登録　　←　佐世保市が登録

裏面あり

【裏面】

② 交付申請書兼請求書　・毎年１月１０日から２月１５日の間に提出

■交付対象者の場合

交付申請書兼請求書（様式第４号）

【添付書類】　ア)誓約書（様式第５号）・・・連帯保証人の自署押印が必要（毎年）

イ)就労証明書（様式第６号又は第６号の 2）

ウ)町内会加入証明書（様式第７号）

エ）奨学金等貸与機関が発行する貸与期間、貸与総額、利息の有無、割賦方法と割賦金額を証するもの

オ)対象期間中の返還額を証明する書類（通帳の表紙及び返還額の分かるページの写しなど）

カ）住民票（佐世保市に住み始めた日、申請時点での住所確認ができるもの）

キ）滞納のない証明書

ク）自らの業を営むことを証する書類（特定創業支援者の場合）

ケ）認定就農者認定証又は認定就農者認定証の写し（就農者の場合）

コ）保育士証の写し（保育所勤務の場合）

サ）該当月の給与月額の基本給がわかる会社発行等の明細書等（限度額 1／3 の場合）

※２回目以降誓約書、町内会加入証明書については前回の交付申請から変更がなければ省略することができる

（エ）、（ケ）、（コ）、（サ）については、２回目以降の添付は不要。

■交付対象企業の場合

交付申請書兼請求書（第４号の２）

【添付書類】　ア）誓約書（様式第５号の２）

イ)代理返還支援対象者氏名及び市内で就労していることを証する就労証明書（様式第６号の 3）

※（ア）については、２回目以降の添付は不要。

●交付決定通知書（様式第８号、第８号の２）　←　審査後、佐世保市が交付

※特定創業支援制度を受ける人は内容審査の際に事業の継続が確認できなければならない。

●補助金の支払い